

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653001

研究課題名(和文) コモン・ローとヒンドゥー法の邂逅 ウィリアム・ジョーンズ研究

研究課題名(英文) An Encounter between Common Law and Hindu Law - A Case of William Jones

研究代表者

葛西 康德 (KASSAI, YASUNORI)

東京大学・人文社会系研究科・教授

研究者番号：80114437

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果は、第一にコモン・ロー研究として、「インド契約法」に関する研究状況を把握するため、ケンブリッジ大学法学部(ガートン・コレッジ)ステリオス・トファリス博士を招聘し、「インド契約法」成立の歴史的経緯と、インド伝統的要素はむしろ契約法典成立後に裁判例を通じて明らかにした。第二に、サンスクリット学におけるダルマ研究として、分担者を中心に来日した世界的権威、オリヴェッレ教授とメンスキー教授と意見交換を行い、ダルマ概念はギリシア(プラトン)の「ノモイ(法律)」概念と近似することを提示した。第三に、3年の研究期間内に関心をもつ、若手研究者及び大学院生を数名発掘、研究の示唆を与えることができた。

研究成果の概要(英文)：The results of this research can be summarized as follows; Firstly, the conference on Indian Contract Law was held in September 2012 in Japan. The main speaker was Dr Stelios Tofaris of Cambridge who recently published many articles on Indian Contract Law. After the conference we continue to discuss this topic. Secondly, On Dharma, Indian Traditional Law and Custom, we have a discussion meeting with Professor Patrick Olivelle of Texas University, Austin and Professor Werner Menski of SOAS of London University at the International Conference organized by RINDAS, Ryukoku University in December 2013. I suggested that the notion of Dharama seems to be similar to Nomoi in Greek (particularly Plato) in that both have the wide range of meaning of law, custom, education and rituals so on. Thirdly, some young scholars including graduate students, both in law and Indian philosophy, have become interested in this topic and they are now working on the relationship between Common law and Hindu law.

研究分野：コモンロー

キーワード：西洋古典 基礎法学 仏教学 インド哲学 政治学

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初は、まず、ヒンドゥー法研究の現状を把握することから出発した。インド経済の急速な発展を踏まえて、インド研究の重要性が認識され、全国の大学にいくつかのインド研究拠点が作られていた。本研究代表者の東京大学、同分担者の龍谷大学もインド研究拠点の一つである。しかし、いずれの拠点でも、ヒンドゥー法研究はなされていなかった。唯一の例外が、京都大学の誇るサンスクリット研究であり、その中でインドの伝統的な法ないし社会規範としての「ダルマ」研究であった(渡瀬信之訳『マヌ法典』(中公文庫)同著『マヌ法典』中公新書。また、伊狩彌介教授)の研究。本研究もこれを参考にしたが、いずれもサンスクリット学者の研究であり、法律のテクニカルタームの翻訳については、原典の英語訳を検討する必要を痛感した。

2. 研究の目的

本研究は、近代サンスクリット学の創始者であるイギリス人ウィリアム・ジョーンズ(William Jones 1746-1794)の法律家としての業績を、コモン・ローの歴史とサンスクリット文献解釈の両方の視点から分析することを通じて、近代ヒンドゥー法理解の原点を解明することを目的とする。近年急速に発展するインド研究にあって、法分野は伝統的なインド学におけるダルマ研究と実務的ビジネス法研究に分断されており、総体的に把握する試みは全く為されていない。本研究は、かかる研究上の欠陥を埋めるべく、インド古典研究者等との密接な協力関係のもとに、近代ヒンドゥー教法研究の原点に立ち返り、その歴史的文脈と原資料の厳密な解釈を踏まえて、ヒンドゥー法研究に新しい視点を提供することを意図している。西洋学(古典学と法律)とインド古典学の両専門家の共同研究を骨格とし、各チームの単独作業と共同作業を総合する。

3. 研究の方法

研究代表者チームが『イサイオス法廷弁論集(The Speech of Isaios, London 1779)』を分析する。古代ギリシアの弁論家のイサイオスの弁論集のジョーンズ翻訳は、最初の近代語訳として評価が高く、18世紀の古典文献学の文脈とコモン・ローの文脈に照らして根本的に再検討してみる。また研究分担者チームでは、ジョーンズが翻訳した『マヌ法典』中の「寄託」部分の英訳を Wendy Doniger, Patrick Olivelle ほかの最近の英訳、渡瀬信之の和訳などと比較検討する。さらに、インドの現地法律家達(パンディット)が当時所有していた法資料、即ち「ダルマ・ニバンダ」と呼ばれる一種の綱要書の分析にも着手する。

4. 研究成果

本研究の成果は以下のように要約できる。

第一に、コモン・ロー研究として、「インド契約法」に関する研究状況を把握するため、新進気鋭の研究者、ケンブリッジ大学法学部(ガートン・コレッジ)ステリオス・トファリス博士を招聘し、「インド契約法」成立の歴史的経緯と、インド伝統的要素はむしろ契約法典成立後に裁判例を通じて現れていることを明らかにした。

第二に、サンスクリット学におけるダルマ研究として、研究分担者を中心に、国際学会出席のため来日した世界的権威、オリヴェッレ教授とメンスキー教授と意見交換を行い、ダルマ概念はギリシア(プラトン)の「ノモイ(法律)」概念と近似することを提示した。

第三は、判例研究である。インド植民地時代の判例は Vyvasthapatra と呼ばれ、梵語写本が残されている。その公刊部分を分析することにより、ヒンドゥー法の実例を検証し、そこにコモン・ローの原則である「先例拘束性」が見いだされた。パンディット排除の理由の探求については、上述のように、ジョーンズたち英国コモン・ローの伝統にある裁判官は、パンディットたちの法解釈の多様性、差異性を容認できなかったのかどうか、資料に基づき検討した。英国側ではインドの伝統とは逆に19世紀以降、「先例拘束性」が原理に強固になっていくことも考慮し、総合的に考察した。

第四に、論証方法ないし説得の論理のインドと西洋(英国)の比較を行った結果、Vyavastha という名称は現在のインドの伝統的な弁証論・論理学に近似することを提示した。

最後に、三年間の研究期間内に、この分野に関心をもつ、若手研究者および大学院生を数名発掘し、研究の示唆を与えることができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

1. 葛西康徳「はじめに - 海を渡ったローマ法 - 」(特集 法典化の19世紀 - (ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19世紀学研究8号、p.5、2014、査読有
2. 葛西康徳「おわりに - 『二等国連合』 - ミクスト・リーガル・システムの戦略 - 」(特集 法典化の19世紀 - (ポスト)コロニアル・パースペクティブ)19世紀学研究、8号、p.53-54、2014、査読有
3. KASAI Yasunori, In Search of the

Origin of the Notion of *Aequitas* (*Epieikeia*) in Greek and Roman Law, 廣島法学(Hiroshima Law Review)

4. 葛西康徳「学問の普及と継受 西洋古典学研究室の場合」(前編) U7 vol.50 2013/7 p.54-57 (後編) U7 vol.51 2013/9 p.52-58 査読無し
5. 葛西康徳「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について とくに「立法」および「立法者」に焦点をあわせて」国際哲学研究(東洋大学国際哲学研究センター編)、別冊2「法 概念の時間と空間 法の多様性とその可能性を探る」、p.51-60、2013、査読無し
6. 葛西康徳「インタビュー 開かれた日本の大学へ」大学出版 No.91、p.1-9、2012、査読無し
7. 桂紹隆「中論頌の構造」『印度学仏教学研究』第61巻-第2号 157-165頁 2013年 査読有
8. 桂紹隆「仏教と論理」『研究紀要』第27号 103-125頁 2014年 査読無し
9. 桂紹隆《清弁とアポーハ》金沢篤編『インド論理学研究』第VII号 1-30頁 2014年 査読無し

〔学会発表〕(計 17 件)

1. 葛西康徳「法源としての学説と条理 Law Books in Action と Tony Honore Ulpian, 2nd ed. の紹介」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014年3月15日
2. 葛西康徳「東京大学草創期の授業再現(東京大学大学院人文社会系研究科「多分野交流演習」授業について)」グローバル社会における法源論の再検討研究会、宇和島歴史資料館、2014年3月15日
3. KASAI, Yasunori, Tony Honore on *aequitas (epieikeia)*” (Symposium “Roman Law and Civilian Tradition -Japan and Scotland- ” , Ross Priory, U.K. 2013.8.26
4. KASAI, Yasunori, “ The authority of law in the Greek forensic oratory-the law as evidence and the lawgiver ” 21st British Legal History Conference ‘ Law and Authority ’ (University of Glasgow, United Kingdom), 2013, 7.11
5. KASAI, Yasunori, “ Philosophical foundations of the notion of *aequitas(epieikeia)* in Greek and Roman Law ” Southern African Society of Legal Historians Conference May 2013 ‘ Iustest ars boni et aequi ’ (Kwa Maritane, South Africa) 2013.5.13
6. KASAI, Yasunori, “ The notion of ‘ uncanny ’ in Ancient Greece ” The 2013 IEEE International Conference on Robotics and Automation (ICRA 2013), Karlsruhe, Germany, 2013.5.13
7. 葛西康徳「 Adele Scafuro, Boudewijn

Sirks 教授の研究と講演会趣旨」連続講演会「ギリシア法・ローマ＝オランダ法講演会」、東京大学、大阪大学、2013年3月20日～4月1日

8. 葛西康徳「法政コミュニケーション学科(1995-2003年度)の経験 成果と問題システム論の展開 法政コミュニケーション学科の研究課題をどう活かすか」新潟大学、2013年2月23日
9. 葛西康徳「古代ギリシアにおける法(Nomos)の概念について とくに「立法」に焦点をあわせて」シンポジウム「<法>概念の時間と空間 <法>の多様性と可能性を探る」東洋大学国際哲学研究センター、2012年12月15日
10. 葛西康徳「ギリシア民事訴訟制度研究史」ギリシア・ローマ民事訴訟研究会、追分温泉、2012年11月3日
11. 葛西康徳「グローバル教育について」国際シンポジウム「日加比較の新たな視点 ミクスト・リーガル・システム論の展開」新潟大学、2012年11月11日
12. 葛西康徳「パネルディスカッション『東大新図書館を考える』」シンポジウム「東大新図書館を考える：文字・書物・読書の現在」東京大学、2012年10月20日
13. 葛西康徳「グローバル化の中のイギリスと日本 Being a Frontier Man (Woman) - ロンドンオリンピック 2012 に寄せて」両国高等学校、言語能力向上推進事業・講演会、両国高等学校、2012年10月19日
14. 葛西康徳「ステリオス・トフアリス『コモン・ローとヒンドゥー法 その邂逅からインド契約法成立まで』解説」第2回混合法研究会、東京大学、2012年9月13日
15. KASAI, Yasunori, Comments, “ Sources of Law in an Age of Globalization: From the Perspective of Mixed Legal Systems ” 九州大学法政学会シンポジウム、九州大学、2012年6月4日
16. Shoryu Katsura, The Proof Formulae Used in the Fangbianxinlun, XVIIth Congress of International Association of Buddhist Studies, Panel 18: Pramana across Asia: India, China, Korea, Japan 2014年8月21日
17. 桂紹隆、Why do you study Buddhist Logic? - The Significance of Buddhist Logic in the Contemporary World、第五回北京国際チベット学会、2012.8.1、中国蔵学研

究中心

〔図書〕(計8件)

1. 葛西康徳『法律家としての William Jones-Bailment and Speech of Isaeus』Rindas 伝統思想シリーズ、龍谷大学現代インド研究センター、2012年、25頁
2. Shoryu katsura, Nāgārjuna's Middle Way Wisdom Publications, 351ps.2013 (Mark Sideritsとの共著)
3. 桂紹隆「唯識と瑜伽行」(3-18頁)の分担執筆。『シリーズ大乘仏教 7 唯識と瑜伽行』(桂紹隆, 斎藤明, 下田正弘, 末木文美士編)春秋社, 全304頁, 2012年。
4. 桂紹隆「グレゴリー・シヨペン「仏教文献学から仏教考古学へ」(3-43頁)の和訳。『シリーズ大乘仏教 10 大乘仏教のアジア』(桂紹隆, 斎藤明, 下田正弘, 末木文美士編)春秋社, 全308頁, 2013年。
5. Shoryu Katsura, The Theory of Apoha in Kuiji's Cheng weishi lun Shuji, Chen-kuo Lin/Michael Radich (eds.), A Distant Mirror, Articulating Indic Ideas in Sixth and Seventh Century Chinese Buddhism, Hamburg Buddhist Studies 3, Hamburg University Press, 2014, pp. 101-120.
6. KATSURA, Shoryu, "Buddhist Perspective of dharma - Towards a Universal Law," INDAS International Conference 2013 "In Search of Well-being: Genealogies of Religion and Politics in India," 2014, pp. 41-47. (プロシーディングス)
7. 桂紹隆 「法の概念」 青原令知編『俱舍 絶ゆることなき法の流れ』龍谷大学仏教学叢書4 2015, pp. 3-20
8. 桂紹隆 「異議申し立てとしての仏教-アンバードカルの仏教理解」栗屋利江他編『周縁からの声』現代インド5 2015, pp.51-74.

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

葛西 康徳 (KASAI YASUNORI)
東京大学・人文社会系研究科・教授
研究者番号: 80114437

(2)研究分担者

桂 紹隆 (KATSURA SHORYU)
龍谷大学・文学部・教授
研究者番号: 50097903